

○特別史跡熊本城跡保存活用委員会傍聴要領

制定 平成21年8月26日熊本城総合事務所長決裁

改正 平成31年1月 9日熊本城調査研究センター副所長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市附属機関条例に基づき運営される特別史跡熊本城跡保存活用委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開催までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴証は、10人に限り交付する。ただし、傍聴希望者の数が10人を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴人の入場)

第3条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴券を提示し、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 委員会の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他委員会の委員長（以下「委員長」という。）が傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可を受けた場合を除き、写真機、録音機等を使用しないこと。
- (6) 会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) その他委員長の指示に従うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は委員会の運営を妨げる恐れがあるときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたとき又は会議が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるものほか、傍聴に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年8月31日から施行する。

この要領は、平成31年1月15日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

傍聴券

No.

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【特別史跡熊本城跡保存活用委員会】